

第2部 環境の現況と対策

第1章 スマート社会とくしま

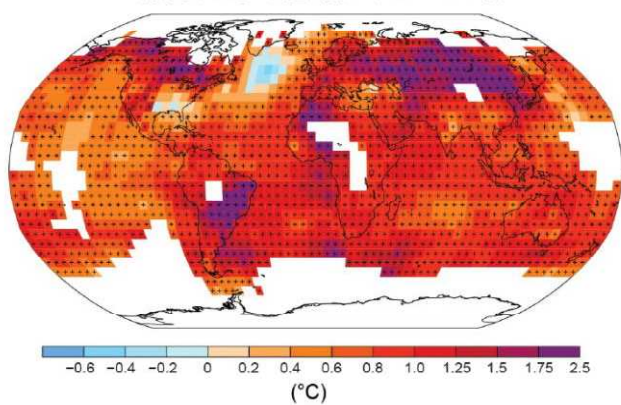
第1節 地球温暖化の防止

1 現状と課題

東日本大震災以降、原子力発電所の稼働問題や停止による「全国的なエネルギー不足の発生」、エネルギー確保のための「火力発電所の増出力」などによるエネルギー起源CO₂排出量の増加が及ぼす地球環境への影響が懸念されています。

また、世界的にもIPCC（気候変動に関する政府間パネル）報告書では、「人間活動」を温暖化の主な要因としており、このままでは平均気温・海水面の上昇、さらに異常気象の頻発化が危惧されると、地球温暖化対策は世界共通の課題となっています。

観測された地上気温の変化（1901～2012年）



(出典)

IPCC第5次評価報告書第1作業部会報告書
政策決定担当者向け要約 気象庁から

これまで以上に、地球環境への影響を配慮した取組が不可欠となっており、地球環境への負荷が小さい「自然エネルギーの積極的な導入促進」をはじめ、「省エネ型ライフスタイルの推進」、「限りあるエネルギー源の効率的な利用」などの取組を進めていく必要があります。

○温室効果ガスの状況

①濃度状況

表1-1-1 県内大気中二酸化炭素測定結果

市町村	測定局	年平均値 (ppm)
		平成26年度
徳島市	徳島局	418

②排出状況

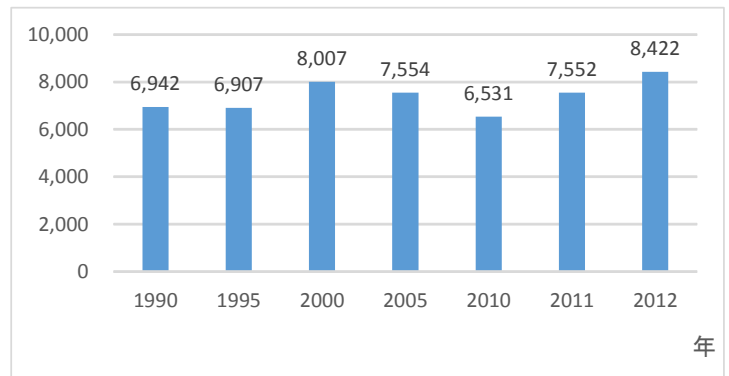
全国の排出状況を見ると、2014年度の排出量（速報値）は13億6,500万t-CO₂となっており、前年度比で、総量が3.0%減、基準年（1990年度）比では総量が7.

5%増加しています。

一方、本県の排出状況を見ると、最新年度である2012年は8,422千t-CO₂となっており、1990年の6,942千t-CO₂に比べて21.3%増加しています。（図1-1-1）

また、県内民有林の森林吸収量は、887千t-CO₂であり、これを加味した本県の温室効果ガス排出量は、7,535千t-CO₂となり、基準年（1990年）比で、8.5%の増加という結果となっています。

図1-1-1 温室効果ガス排出量の推移（千t-CO₂）



温室効果ガス排出量のほとんどを二酸化炭素が占めており、二酸化炭素の排出部門別では、民生部門（40.0%）、産業部門（36.7%）、運輸部門（16.5%）の順に排出が多くなっています。（図1-1-2及び1-1-3）

図1-1-2 温室効果ガス排出量の内訳

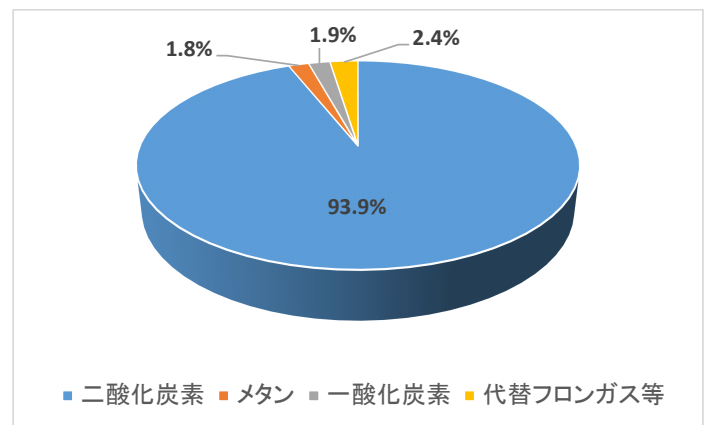
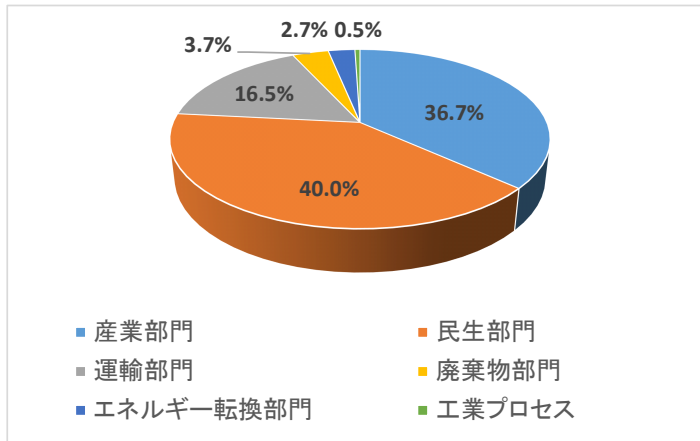


図1-1-3 二酸化炭素排出量の内訳



民生部門…家庭系（一般家庭，事業系（オフィス等）
 運輸部門…自動車，鉄道，船舶，航空機
 廃棄物部門…廃棄物の焼却
 エネルギー転換部門…電気事業とガス事業の自家消費
 工業プロセス…生石灰製造工程等

近年，産業部門や民生部門において，主たる温室効果ガスである二酸化炭素が増えていますが，これは，2011年に発生した東日本大震災に伴う原子力発電所の停止と，それを補うための火力発電所の稼働が，電力の排出係数を上昇させたことが，主な要因です。

2 本県の取組

本県では，平成23年8月に徳島県地球温暖化対策推進条例に基づく「徳島県地球温暖化対策推進計画」を策定し，「温室効果ガスの削減目標」や目標達成のための重点的な取組「重点プログラム」を掲げ，県民総ぐるみとなり，事業展開を図っているところです。

徳島県地球温暖化対策推進条例

（平成21年4月1日施行）

地球温暖化対策に関し，県，事業者及び県民の責務を明らかにするとともに，地球温暖化対策推進計画の策定その他必要な事項を定めることにより，地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進し，もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに，人類の福祉に貢献することを目的としています。

- 事業活動，家庭生活等に係る地球温暖化対策
- 再生可能エネルギーの利用等による地球温暖化対策
- 各種計画書の義務づけ など

徳島県地球温暖化対策推進計画

（平成23年8月策定）

「地球温暖化対策推進法」及び「徳島県地球温暖化対策推進条例」に基づき策定するものであり，本県の地球温暖化対策を推進するためのものです。

目指すべき姿

環境の世紀をリードする「低炭素社会とくしま」の実現

計画期間

2011年から2020年までの10年間

削減目標

温室効果ガスについては，民生部門をはじめ運輸部門などの排出抑制を図り，本県における森林吸収量と合わせ，2020年には1990年比で15%削減を目指します。

また，これに加え，国における海外での排出量取引「国外クレジット」の10%を加算し，合計25%削減することを目標とします。

なお，削減目標については，今後の国の動向等を踏まえ，必要に応じて見直すなど柔軟に対応します。

施策の方向性

今後10年間の温室効果ガスの排出抑制や吸収源対策などを推進していくため，産業部門や家庭部門などの「部門別の取組」についての基本的な方向性や「部門横断的な取組」を明らかにし，施策の積極的な展開を図ります。

重点プログラムの推進

温室効果ガスの排出削減を効果的かつ着実に推進するため，特に重点的に取り組むべき，テーマ別の「重点プログラム」について，平成27年7月に改定しました。

本県の特性を活かした先進的な取組を中心に，関連する重点プログラムを，4つの「重点分野」に取りまとめ，今後4年間（平成27年度から平成30年度まで）において，県民総ぐるみで推進します。

また，第2次徳島県環境基本計画に定める「7つの取組の柱」を踏まえ，特に温暖化対策に重要な「スマート社会づくりの推進」「自然エネルギーの導入促進」等を「重点分野」として掲げています。



企業局のメガソーラー



風力発電(イメージ)

(1) スマートコミュニティの推進

持続可能な省エネ社会の実現に向け，電気自動車などの次世代自動車の普及や，「電力の見える化の推進」による県民の省エネ意識の高揚に繋がる取組など省エネ型ライフスタイルの定着に向けた普及啓発や実証事業等を展開しています。



写真1



写真2

- 歩行者用信号機の完全LED化（写真1）（25年度）
（消費電力の削減，歩行者の視認性の向上など）
- 充電インフラの整備（写真2）（25年度～）
（ビジョンに基づき，空白地域の解消を推進など）

（2）「省エネ型社会へのライフスタイル転換」に向けた行動変革

エネルギー消費が増える夏季や冬季を中心に，県民や事業者に，省エネ・省資源の取組を呼びかける「徳島夏のエコスタイル」，「徳島冬のエコスタイル」のイベントや，各種広報媒体を利用し，広く呼びかけています。



子ども向けイベント



県民への呼びかけ

特に，「徳島夏のエコスタイル」では，徳島県版サマータイム「あわ・なつ時間」として県が率先して取り組み，また関西広域連合の構成府県市に呼びかけ，結果，共通の取組となるなど，広がりを見せているところです。